

# 法科大学院認証評価申請手続きについて

平成20年度に機構の評価を希望する場合は、「法科大学院認証評価申請要項」に基づいて申請手続きを行っていただくことになります。

この要項は、申請書様式も含め、速やかに各大学に通知するとともに、機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) に公開します。

## 1. 申請手続きの流れ

平成19年 9月 申請



- ・評価を希望する法科大学院を置く大学は、機構の定める申請書を機構に提出してください。
- ・申請の期間は、平成19年9月末までを予定しています。

平成19年10月 申請受理通知の送付



- ・機構は、各法科大学院を置く大学からの申請受付後、申請大学に対し申請受理通知を送付します。

平成20年 4月 請求書の送付



- ・機構は、請求書を評価対象法科大学院を置く大学に対し送付します。

平成20年 6月末 評価手数料支払



- ・評価対象法科大学院を置く大学は、平成20年6月末までに機構指定の銀行口座に評価手数料を振り込んでください。

平成20年 7月 評価の着手



- ・機構は、自己評価書の提出及び評価手数料の支払確認後、評価に着手します。

平成21年 3月 評価の完了

- ・機構は、評価結果を評価報告書としてまとめ評価対象法科大学院を置く大学に対し通知します。  
また、文部科学大臣に報告するとともに、広く社会に公表します。

## 2. 評価手数料

評価手数料については、次のとおりです。

本評価	350万円
予備評価を受け、引き続き受ける初回の本評価	150万円